

- 審査事務規程の第39次改正 -

チャイルドシート、バスの座席等と乗車定員、灯火と再帰反射材、軽・中量車の排出ガス測定方法の規定を改正しました。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成18年3月31日に「道路運送車両の保安基準」（国土交通省令）、18年8月25日、10月5日及び11月1日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び適用関係整理告示（国土交通省告示）、18年9月27日に自動車検査業務等実施要領（自動車交通局長通達）の一部改正がそれぞれ行われたことに伴い、審査事務規程について一部改正を行い、18年12月20日から施行します。

なお、立席を有するバスの乗車定員の算定については、19年1月1日から施行します。また、18年8月25日の細目告示改正のうち、座席ベルトに係る規定については、第38次改正において、既に審査事務規程が改正されています。

主な改正の概要は、次のとおりです。

・安全関係

1．チャイルドシートに係る基準の改正

チャイルドシート（年少者用補助乗車装置）の取付具の装備要件、取付具とチャイルドシートの構造、性能等の技術的な要件及び乗車定員の算出について改正を行い、24年7月1日以降に製作される新車に適用することを規定した。（4-32-1-2(1)、(2)、4-34-1-1(2)、4-39-1、2(1)～(3)、4-103(1)、5-32-1(4)、5-34-1(2)、5-39-1、2(1)～(3)、5-103(1)）

2．座席及び座席取付装置に係る基準の改正

高速道路等を運行するバスに備える座席と座席取付装置の強度要件及び座席後部の衝撃吸収緩和要件について改正を行い、24年7月1日以降に製作される新車に適用することを規定した。（4-34-1-2(1)、(2)、5-34-1(6)）

3．灯火に係る基準の改正

(1) 車両総重量3.5t以下のバン型貨物自動車であって、22年1月1日以降に製作される新車について、補助制動灯の装備を義務付けることを規定した。（4-77-1、5-77-1）

(2) 駐車灯の消灯について、時間の経過により自動的に消灯しない構造とすることを規定した。（4-71-3(1)、5-71-3(1)）

4．部分輪郭表示再帰反射材について、24年1月1日以降に製作される新車に取り付ける場合の性能要件及び取付要件を規定した。（4-75-2(1)、4-75-3(1)、5-75-2(1)、5-75-3(1)、4-106 7）

．排出ガス関係

1．乗用車、軽量車及び中量車の排出ガス試験モードの改正

乗用車（定員 10 人以下の自動車）、軽量車及び中量車（乗用車以外の車両総重量 3.5 t 以下の自動車）に適用される排出ガス試験モードについて、11 モード法を JC08C モード法に、10・15 モード法を JC08H モード法にそれぞれ改正し、20 年 10 月 1 日以降順次適用することを規定した。（4 - 50 - 1 - 2(1) 、 、 ）

2．車載式故障診断装置の装備に係る改正

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗用車、軽量車及び中量車であって、20 年 10 月 1 日（継続生産車と輸入車は 22 年 9 月 1 日）以降に製作される新車について、高度な車載式故障診断装置（OBD ）の装備を義務付けること規定した。（4 - 51 - 4(6) ）

3．適用関係の整理表の改正及び従前規定の適用表の追加

(1) 排出ガス試験モードの改正により、適用関係の整理に係る一覧表の改正及び従前規定の適用表に排出ガス試験モードの適用時期を加える旨の改正を行った。（4 - 50 - 4～11、13～18）

(2) ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする自動車及びガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車について、適用関係の整理に係る適用表を追加した。（4 - 50 - 12、19～24）

．その他

1．バスの乗車定員算出方法の改正

立席を有するバスにあっては、立席を除いた乗車定員を括弧書で附記し、備考欄に記載することを規定した。（3 - 3 - 9(5)、4 - 103 - 1(1) 、5 - 103 - 1(1) ）

2．審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03 - 5363 - 3441 （代表）

03 - 5363 - 3519 （直通）

FAX 03 - 5363 - 3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧								
<p>3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄</p> <p>(1) 検査票2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、(2)から(12)までにより記載するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(立席に係る乗車定員の算出について保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた自動車を除く。)</u>にあつては、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で付記するとともに、備考欄にその説明を、次の例により記載する。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">乗車定員</th> <th style="text-align: center;">最大積載量</th> <th style="text-align: center;">車両重量</th> <th style="text-align: center;">車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">80〔40〕人</td> <td style="text-align: center;">_____ kg</td> <td style="text-align: center;">4810 kg</td> <td style="text-align: center;">9210〔7010〕kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車装置を最大に利用した状態を示す。</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>4 - 15 トラック・バスの制動装置</p> <p>4 - 15 - 2 - 3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、4 - 15 - 2 - 3 (3) に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。(細目告示第93条第2項関係)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 - 32 乗車装置</p>	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	80〔40〕人	_____ kg	4810 kg	9210〔7010〕kg	<p>3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄</p> <p>(1) 検査票2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、(2)から(11)までにより記載するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>4 - 15 トラック・バスの制動装置</p> <p>4 - 15 - 2 - 3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第93条第2項関係)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 - 32 乗車装置</p>
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量						
80〔40〕人	_____ kg	4810 kg	9210〔7010〕kg						

4 - 32 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4 - 38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第 44 号第 4 改訂版の規則 6.1.6. に定める基準に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項関係、細目告示第 104 条第 2 項関係）
- (2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 104 条第 2 項関係）
- ～ （略）
- 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- (3)～(5) （略）

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

- (1) （略）
- (2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）
- （略）
- 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあつては、この限りでない。

(3)～(7) （略）

4 - 34 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) 及び に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、及び に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。ただし、に 掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係）

4 - 32 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4 - 38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項関係、細目告示第 104 条第 2 項関係）
- (2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 104 条第 2 項関係）
- ～ （略）
- (3)～(5) （略）

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

- (1) （略）
- (2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）
- （略）
- 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。

(3)～(7) （略）

4 - 34 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。以下において同じ。）にあっては、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

専ら乗用の用に供する乗車定員が 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席にあっては、協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件（規則 5.、6. 及び 7. に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量 5 t 未満の自動車の座席にあっては、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

適用を除外する座席

ア またがり式の座席

イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

エ 横向きに備えられた座席

オ 非常口付近に備えられた座席

カ 法第 4 7 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

- (2) 及び に規定する座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、及び に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。ただし、(1) に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 4 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係）

専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席にあっては、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するもの

28 条第 4 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

ア またがり式の座席

イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

エ 横向きに備えられた座席

オ 非常口付近に備えられた座席

カ 法第 4 7 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

- (2) (1)の自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。）の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、(1)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 4 項関係、細目告示第 28 条第 4 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係）

であること。

専ら乗用の用に供する乗車定員が 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席にあっては、協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件（規則 5、6、及び 7 に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量 5t 未満の自動車の座席にあっては、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

- (3) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第 106 条第 7 項関係）
～ （略）

4 - 34 - 10 従前規定の適用

平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、4 - 34 - 10 - 1 (10) 及び(11)の規定は適用しない。（適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係）

4 - 34 - 10 - 1 性能要件

- (1)～(9) （略）
- (10) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。
～ （略）
- (11) (10)の自動車の座席（4 - 38 - 8 に規定する頭部後傾抑止装置を含む。以下同じ。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、(10) から までに掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。
- (12) （略）

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

- (1) （略）
- (2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。（細目告示第 108 条第 1 項関係）
ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に

- (3) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第 106 条第 7 項関係）
～ （略）

4 - 34 - 10 従前規定の適用

平成 19 年 6 月 30 日（乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 1 項関係）

4 - 34 - 10 - 1 性能要件

- (1)～(9) （略）
- (10) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。
～ （略）
- (11) (10)の自動車の座席（4 - 38 - 8 に規定する頭部後傾抑止装置を含む。以下同じ。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、(10) から に掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。
- (12) （略）

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

- (1) （略）
- (2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。（細目告示第 108 条第 1 項関係）
ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に

着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものであること。

イ (略)

(3)~(5) (略)

4 - 36 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第 14 号第 6 改訂補足第 2 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)

~ (略)

(2) 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルトは、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7、及び 8. に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、細目告示第 108 条第 5 項関係)

(略)

協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7、及び 8. に限る。)に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

4 - 39 年少者用補助乗車装置等

4 - 39 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具〔回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた 2 個の取付部で構成される取付装置(ISOFIX 取付装置)及び年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置(ISOFIX トップテザー取付装置)をいう。以下同じ。〕を 2 個以上備えなければならない。(保安基準第 22 条の 5 第 1 項関

着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第 80 号の技術的な要件〔協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものであること。

イ (略)

(3)~(5) (略)

4 - 36 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、協定規則第 14 号の技術的な要件〔協定規則第 14 号第 6 改訂補足第 2 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)

~ (略)

(2) 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルトは、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第 16 号の技術的な要件〔協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7、及び 8. に限る。)をいう。〕に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、細目告示第 108 条第 5 項関係)

(略)

協定規則第 16 号の技術的な要件〔協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7、及び 8. に限る。)をいう。〕に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

4 - 39 年少者用補助乗車装置

係)

4 - 39 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、協定規則第14号第6改訂補足第2改訂版の技術的な要件(規則5、6、及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第2項関係、細目告示第32条第1項関係、細目告示第110条第1項関係)

指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具

(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、協定規則第44号第4改訂版の技術的な要件(規則4、6.から8.まで及び15.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係)

指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置(自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

(3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第110条第3項関係)

年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの

自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置

~ (略)

4 - 39 - 1 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添35「年少者用補助乗車装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の5関係、細目告示第32条関係、細目告示第110条第1項関係)

(2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第110条第2項関係)

幼児用年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの

自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置

~ (略)

(3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第110条第3項関係)

指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置(自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。)と同一の構造を

4 - 39 - 4 適用関係の整理

- (1) 平成7年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 39 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第22条第1項関係）
- (2) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、4 - 39 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第22条第2項及び第3項関係）

4 - 39 - 5 従前規定の適用

平成7年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第22条第1項関係）

4 - 39 - 6 従前規定の適用

平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第22条第2項及び第3項関係）

4 - 39 - 6 - 1 性能要件

- (1) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、平成18年国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添35「年少者用補助乗車装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。
- (2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、(1)の基準に適合しないものとする。
- 幼児用年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの
- 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置
- 衝撃、振動等によりゆりみ、変形等を生じるおそれのある年少者用補助乗車装置
- 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の年少者用補助乗車装置
- (3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置
- 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置
- 又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置

又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

4 - 39 - 4 適用関係の整理

- (1) 平成7年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 39 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第22条関係）

4 - 39 - 5 従前規定の適用

平成7年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第22条関係）

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 及び の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、 から まで及び の基準は、二輪自動車に適用せず、 及び の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）（略）

[ガソリン・液化石油ガス、3.5 t 以下]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）

表（略）

（略）

[軽油、3.5 t 以下]

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 及び の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、 から まで及び の基準は、二輪自動車に適用せず、 及び の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）（略）

[ガソリン・液化石油ガス、3.5 t 以下]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する 10・15 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.88 を乗じた値に、同別添に規定する 11 モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.12 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）

表（略）

（略）

[軽油、3.5 t 以下]

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する 10・15 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.88 を乗じた値に、同別添に規定する 11 モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.12 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）

表(略)

(略)

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t以下]

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係)

表(略)

~ (略)

(2)~(3) (略)

係)

表(略)

(略)

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t以下]

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する 10・15 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.88 を乗じた値に、同別添に規定する 11 モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.12 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係)

表(略)

~ (略)

(2)~(3) (略)

4 - 50 - 4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別			最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。]	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	2サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成25年2月28日	4-50-5 (従前規定の適用)
		2サイクルの原動機を有する軽自動車	平成25年2月28日	4-50-6 (従前規定の適用)
	その他の普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-7 (従前規定の適用)
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-8 (従前規定の適用)
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-9 (従前規定の適用)
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4-50-10 (従前規定の適用)
	軽自動車		平成25年2月28日	4-50-11 (従前規定の適用)
ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車			平成20年8月31日	4-50-12 (従前規定の適用)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。]	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成25年2月28日	4-50-13 (従前規定の適用)
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成25年2月28日	4-50-14 (従前規定の適用)
	その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-15 (従前規定の適用)
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-16 (従前規定の適用)
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-17 (従前規定の適用)
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4-50-18 (従前規定の適用)

4 - 50 - 4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別			最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。]	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	2サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成19年8月31日	4-50-5 (従前規定の適用)
		2サイクルの原動機を有する軽自動車	平成19年8月31日	4-50-6 (従前規定の適用)
	その他の普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	4-50-7 (従前規定の適用)
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成19年8月31日	4-50-8 (従前規定の適用)
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	4-50-9 (従前規定の適用)
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4-50-10 (従前規定の適用)
	軽自動車		平成20年8月31日	4-50-11 (従前規定の適用)
ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車			平成20年8月31日	4-50-12 (従前規定の適用)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。]	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成19年8月31日	4-50-13 (従前規定の適用)
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成19年8月31日	4-50-14 (従前規定の適用)
	その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	4-50-15 (従前規定の適用)
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成19年8月31日	4-50-16 (従前規定の適用)
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	4-50-17 (従前規定の適用)
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4-50-18 (従前規定の適用)

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成25年2月28日	4-50-19 (従前規定の適用)
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成25年2月28日	4-50-20 (従前規定の適用)
	その他の普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-21 (従前規定の適用)
		車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成25年2月28日	4-50-22 (従前規定の適用)
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4-50-23 (従前規定の適用)
軽自動車		平成25年2月28日	4-50-24 (従前規定の適用)	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの	平成20年8月31日	4-50-25 (従前規定の適用 ²¹)	
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの	平成21年8月31日	4-50-26 (従前規定の適用 ²²)	
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの	平成22年8月31日	4-50-27 (従前規定の適用 ²³)	
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの	平成20年8月31日	4-50-28 (従前規定の適用 ²⁴)	
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの	平成20年8月31日	4-50-29 (従前規定の適用 ²⁵)	
ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	軽自動車	平成19年8月31日	4-50-30 (従前規定の適用 ²⁶)	
	小型自動車	平成20年8月31日	4-50-31 (従前規定の適用 ²⁷)	

4-50-5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成19年8月31日	4-50-19 (従前規定の適用)
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成19年8月31日	同上
	その他の普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	同上
軽自動車		平成20年8月31日	同上	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの	平成20年8月31日	4-50-20 (従前規定の適用)	
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの	平成21年8月31日	4-50-21 (従前規定の適用)	
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの	平成22年8月31日	4-50-22 (従前規定の適用)	
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの	平成20年8月31日	4-50-23 (従前規定の適用)	
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの	平成20年8月31日	4-50-24 (従前規定の適用)	
ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	軽自動車	平成19年8月31日	4-50-25 (従前規定の適用 ²¹)	
	小型自動車	平成20年8月31日	4-50-26 (従前規定の適用 ²²)	

4-50-5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) ア関係							4-50-1-1 関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値									
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考						
					(略)														
17	AAA ABA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10-15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはMHCとする。	103項	同上	同上	同上						
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10-15モード× 0.75+J008Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	109項									
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008Hモード× 0.75+J008Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	-									

注 1 ~ 2 (略)
 3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 4 ~ 6 (略)

4-50-6 従前規定の適用
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) ア関係							4-50-1-1 関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値									
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考						
					(略)														
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10-15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはMHCとする。		同上	同上	同上						
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10-15モード× 0.75+J008Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上										
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008Hモード× 0.75+J008Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上										

注 1 ~ 2 (略)
 3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、規制がないことを示す。
 4 ~ 6 (略)

4-50-6 従前規定の適用
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車												
区 分				4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-1 ア関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 係告示 根拠	適用関係 係告示 根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考			
17	AAA ABA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	(略)							
					10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはNMHCとする	103項	同上	同上
					10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)							
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	109項		
				平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 (略)

4-50-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車												
区 分				4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-1 ア関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 係告示 根拠	適用関係 係告示 根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考			
17	AAA ABA BBA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	(略)							
					10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはNMHCとする	同上	同上	
					10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)							
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	109項		
				平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。
2 (略)

4-50-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) イ関係							4-50-1-1 関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値									
		新型生産車	継続生産車・排ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考						
					(略)														
17	AAE ABE CAE DAE DEE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OB D 車	10・15モード×0.88+11モード×0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはNMHCとする。	103項	同上	同上						
					OB D 一車	10・15モード×0.75+J008Cモード×0.25 (g/km)													
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+J008Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	109項							
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008Hモード×0.75+J008Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-								

- 注1 (略)
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 3～5 (略)

4-50-8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) イ関係							4-50-1-1 関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値									
		新型生産車	継続生産車・排ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考						
					(略)														
17	AAE ABE BAE BBE CAE DAE DEE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについてはNMHCとする。	103項	同上	同上							
					10・15モード×0.75+J008Cモード×0.25 (g/km)														

- 注1 (略)
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。
 3～5 (略)

4-50-8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超えて 2.5 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) ウ関係							4-50-1-1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考	
					(略)									
17	AAF ABF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HCについては MHCとする。	103項	同上	同上		
					10・15モード ×0.75+JC08C モード× 0.25(g/km)									
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +JC08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	109項				
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75 +JC08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	-				

注1 (略)

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

3～5 (略)

4-50-9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあっては同表のアイ

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t を超えて 2.5 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) ウ関係							4-50-1-1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考	
					(略)									
17	AAF ABF BAF BBF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	4.08	0.08	0.10	HCにつ いては MHC とする。		同上	同上		

注1 (略)

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3～5 (略)

4-50-9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあっては同表のア

ドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分					4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-1 関係			
規 則 記 号	新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	適用時期		測定モード(単位)	モード規制値				アイドリング規制値			適用関係告示根拠
			輸入自動車(排出ガス非認定車を除く。)	排出ガス非認定車		CO	HC	NOx	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	
なし	なし	昭53.12.31以前	昭54.11.30以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300	特殊	53項
				平15.8.31以前	同上	同上	同上	同上	同上	11項表10号	【注4】	【注4】	
					(略)								
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG	42項	同上	同上	同上
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG	52項	同上	同上	同上
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300	
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	同上	同上	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78					
なし	なし			平15.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】		-

イドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分					4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-1 関係				
規 則 記 号	新 型 生 産 車	継 続 生 産 車・排出ガス非認定車(輸入自動車を除く。)	適用時期		測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
			輸入自動車	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭53.12.31以前	昭54.11.30以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300	特殊	53項
					(略)									
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG	42項	同上	同上	同上	
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG	52項	同上	同上	同上	
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25		74項	同上	同上		
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78						

17	AAF ABF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HCにつ いては NMHCと する。	103項	1.0	300							
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】							
	AAF ABF CAF CBF DAF DBF	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	109項	1.0	300							
	なし			平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】							
	AAF ABF CAF CBF DAF DBF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25(g/ km)	同上	同上	同上	同上		1.0	300							
なし			平25.3.1	同上	同上	同上	同上	同上			【注4】	【注4】							

注1 (略)
2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
3 (略)
4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

4 - 50 - 10 従前規定の適用
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる

17	AAF ABF BBF CAF CBF DAF DBF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	4.08	0.08	0.10	HCにつ いては NMHCと する。										
----	---	----------	---------	---------	--	------	------	------	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 (略)
2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。
3 (略)
4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4 - 50 - 10 従前規定の適用
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げ

規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値		適用関係告示根拠	
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非認証車を除く。)		CO	HC	NOx	備考	CO %	HC ppm		
					(略)								
17	AAG ABG CAG DAG DBG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	HCについてはNIHCとする。	同上	同上		
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	【注5】表1号	【注4】	【注4】		

- 注 1 (略)
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 3 ~ 5 (略)

4-50-11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であつて、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				アイドリング規制値		適用関係告示根拠	
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非認証車を除く。)		CO	HC	NOx	備考	CO %	HC ppm		
					(略)								
17	AAG ABG CAG DAG DBG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	HCについてはNIHCとする。	同上	同上		
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	【注5】表1号	【注4】	【注4】		

- 注 1 (略)
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。
 3 ~ 5 (略)

4-50-11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であつて、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 17 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）													
区分		4-50-1-2(1) 工関係							4-50-1-1 関係				
排気	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング 規制値	適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考				CO %
					(略)								
17	AAD ABD CAD CBD DAD DBD	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	10-15モード B×0.88+11モ ード×0.12 車 (g/km)	6.67	0.08	0.08	HCにつ てはNMHC とする。	103項	同上	同上	
					10-15モード B×0.75+JC08C モード× 0.25(g/km)								
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10-15モード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	109項			
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	-			

注1 (略)

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

3～4 (略)

4-50-12 従前規定の適用

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上560kW未満）であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）													
区分		4-50-1-2(1) 工関係							4-50-1-1 関係				
排気	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規 制値	適用関係 告示根拠	
		新型 生産車	継続 生産車	輸入 自動車		CO	HC	NOx	備考				CO %
					(略)								
17	AAD ABD BBD CAD CBD DAD DBD	平17.10.1	平20.9.1	平20.9.1	10-15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	6.67	0.08	0.08	HCにつ てはNMHC とする。		同上	同上	

注1 (略)

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3～4 (略)

4-50-12 従前規定の適用

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第28条第1項第9号関係）

4-50-12-1 性能要件

性能要件が規定されていない。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車(定格出力 19 kW以上 560 kW未満)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 関係				4 - 50 - 1 - 1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排 出ガス非認証車 (輸入自動車を 除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考	
なし	なし	平19.9.30 以前	平20.8.31 以前	平20.8.31 以前	なし	なし	なし	なし		1項 9号	なし	なし		1項 9号
19	EAT BT	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	7 (g/kWh)	26.6	0.80	0.80	HCにつ てはTHC とする。	-	1.0	500	【注3】	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車のモード規制は、4 - 50 - 1 - 2 (3)により、規制の適用が猶予されている。

3 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注3】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分		4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			モード規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード (単位)	CO	HC	NOx	PM					備考
					(略)									
17	ACB ADB AUB AKB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについては NMHCとする。	105項	同上	同上	
	CCB CDB CUB CQB	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	同上	
	DCB DDB DUB DQB	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-			

注 1～3 (略)

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

5～6 (略)

4-50-14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分		4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			モード規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード (単位)	CO	HC	NOx	PM					備考
					(略)									
17	ACB ADB BCB CCB CDB CDB DDB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについては NMHCとする。	同上	同上	同上	

注 1～3 (略)

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

5～6 (略)

4-50-14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分		4-50-1-2(1) イ関係							4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期			モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード (単位)	CO	HC	NOx	PM						備考	
					(略)											
17	ACC ADC AJC AKC	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについてはMHCとする	105項	同上	同上			
	CCC CCJ CCK CCD	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上		111項	同上	同上			
	DDC DDJ DDK	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上		-					

注 1～3 (略)

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

5～6 (略)

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分		4-50-1-2(1) イ関係							4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード (単位)	CO	HC	NOx	PM						備考
					(略)										
17	ACC ADC BCC BDC CCC CCD DDC DDJ DDK	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについてはMHCとする		同上	同上		

注 1～3 (略)

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

5～6 (略)

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分		4-50-1-2(1) ウ関係					4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認定車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										
17	ACE ADE AJE AKE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについてはNHCとする。	106項	同上	同上		
	COE CJE CKE	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項				
	DCE DDE DJE DKE	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-				

注1 (略)

- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
3～4 (略)

4-50-16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分		4-50-1-2(1) ウ関係					4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認定車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										
17	ACE ADE BCE BDE COE DOE DDE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについてはNHCとする。	同上	同上	同上		

注1 (略)

- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。
3～4 (略)

4-50-16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) 工関係							4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
					(略)									
17	ACF ADF AEF AKF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはMHCとする。	105項	同上	同上	
	COF CJF CKF	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	同上	
	DOF DDF DJF DKF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08+モード×0.75+JC08モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-			

注1~2 (略)

3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

4 (略)

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) 工関係							4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
					(略)									
17	ACF ADF BCF BDF COF DOF DDF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはMHCとする。		同上	同上	

注1~2 (略)

3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 (略)

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1) 工関係								4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)		排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM						備考	
					(略)												
17	ACF ADF AJF AKF COF CJF CKF DOF DJF DKF	平17.10 .1	平19.9 .1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはMHCとする	105項	25	25				
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		【注4】			
	ACF ADF AJF AKF COF CJF CKF DOF DJF DKF	平20.10 .1	平22.9 .1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JCO8Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	-	25	-		
	なし			平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-	【注4】	-		

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1) 工関係								4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)		排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM						備考
					(略)											
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平17.10 .1	平19.9 .1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはMHCとする		25		同上		
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上		【注4】		

ACF																				
ADF																				
AJF																				
AKF																				
CCF																				
CF	平23.4	平25.3																		
CJF	.1	.1	平25.3.1																	
CKF																				
DCF																				
DDF																				
DJF																				
DKF																				
なし				平25.3.1	同上	-	同上	-		※										

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2～5 (略)

4 - 50 - 18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が 12t 以下であるものについては平成 17 年 10 月 1 日以降に車両総重量が 12t を超えるものにあつては平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

4 - 50 - 18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、車両総重量が 12t 以下であるものについては平成 17 年 10 月 1 日以降に、車両総重量が 12t を超えるものにあつては平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとす。
2～5 (略)

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) 関係							4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期				測定モード(単位)	モード別値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証		CO	HC	NOx	PM	備考					
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD VE VF PF VG PH VH	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	(略)	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量2t以下	77項	25	1項	同上	同上
	なし	/	/	/	平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項 84項 表1号	同上	84項 表2号	【注4】	同上

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		4-50-1-2(1) 関係							4-50-1-2(1) 関係	4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期				測定モード(単位)	モード別値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証		CO	HC	NOx	PM	備考					
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD VE VF PF VG PH VH	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	(略)	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量2t以下	77項	25	1項	同上	同上
	なし	/	/	/	平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項 84項 表1号	同上	84項 表2号	【注4】	/

16	KS	平16.10 .1	平17.9.1	平17.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両 総重量 12t 超	77項	同上	11項	否	同上		
	HZ																
	TM																
	XM																
	LM																
	YM																
	UM																
	ZM																
	PJ																
	VJ																
	FK																
	VK																
	PL																
	VL																
	PM																
	VM																
PN																	
VN																	
PP																	
VP																	
PQ																	
VQ																	
FR																	
VR																	
なし				平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	77項 84項 表 1号	同上	【注6】	84項 表 2号	【注4】	同上
16	KS	平16.10 .1	平17.9.1	平17.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両 総重量 12t 超	同上	同上	同上	同上	同上		
	HZ																
	TM																
	XM																
	LM																
	YM																
	UM																
	ZM																
	PJ																
	VJ																
	FK																
	VK																
	PL																
	VL																
	PM																
	VM																
PN																	
VN																	
PP																	
VP																	
PQ																	
VQ																	
FR																	
VR																	
なし				平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	77項 84項 表 1号	同上	【注6】	84項 表 2号	【注4】	同上

性能要件が規定されていない。

適用表 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1) ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	TN, LN UN, NA NF, なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEA, AFA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについてはNHCとする。	107項
	AGA, AHA										
	AYA, AZA										
	CEA, CFA	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
	CGA, CHA										
	CYA, CZA										
	DEA, DFA										
	DGA, DHA				JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-
	DYA, DZA	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1							

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-20 従前規定の適用

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kgを超えるものに限る。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			4-50-1-2(1) 関係					適用関係告示根拠	
		適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					
		新 型 生 産 車	継続生産車・排 出ガス非認証 車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM		備考
なし	TN, LN UN, NA NF, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	AEA, AFA AGA, AHA AYA, AZA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88 +11モード× 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.20	0.019	HCについ てはNMHC とする。	107項
	CEA, CFA CGA, CHA CYA, CZA	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +J0080モード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
	DEA, DFA DGA, DHA DYA, DZA	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J0084モード×0.75 +J0080モード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-21 従前規定の適用

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分					4-50-1-2(1) の関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排 出ガス非認証 車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TR, LP LP, NC NH, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		801項
17	AEE, AFE AGE, AHE AYE, AZE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88 +11モード× 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについ てはNMC とする。	107項
	CEE, CFE CEE, CFE CYE, CZE	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
	DEE, DFE DGE, DHE DYE, DZE	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-22 従前規定の適用

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	4-50-1-2(1) 工関係 モード規制値					適用関係告示 根拠
		新 型 生産車	適用時期			CO	HC	NOx	PM	備考	
			継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車							
なし	TQ, LQ UQ, NI ND, NE なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEF, AFF AGF, AHF AYF, AZF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88 +11モード× 0.12(g/km)	4.08	0.08	0.33	0.020	HCについて はNMHC とする。	107項
	CEF, CFF CGF, CHF CYF, CZF	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
	DEF, DFF DGF, DHF DYF, DZF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-23 従前規定の適用

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1) 関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	TR、LR、UR、NE、NL、なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
	なし			平19.8.31以前	同上	同上	同上	同上	同上		同上
17	AEG、AFG、AGG、AHG、AYG、AZG、CEG、CFG、CGG、CHG、CYG、CZG、DEG、DFG、DGG、DHG、DYG、DZG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JCO5 (g/kWh)	21.3	0.31	2.7	0.036	HCについてはNHHCとする。	-
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上【注】	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 モード規制値欄中備考欄の【注】は、4-50-1-2(2) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-24 従前規定の適用

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²²の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²² 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 37kW以上 56kW未満のもの)
表(略)

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 ~ 3 (略)

4 - 50 - 27 従前規定の適用²³

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²³の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²³ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 56kW以上 75kW未満のもの)
表(略)

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 ~ 3 (略)

4 - 50 - 28 従前規定の適用²⁴

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²⁴の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²⁴ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 75kW以上 130kW未満のもの)

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表^{__}の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表^{__} 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 37kW以上 56kW未満のもの)
表(略)

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2 ~ 3 (略)

4 - 50 - 22 従前規定の適用^{__}

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表^{__}の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表^{__} 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 56kW以上 75kW未満のもの)
表(略)

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2 ~ 3 (略)

4 - 50 - 23 従前規定の適用^{__}

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表^{__}の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表^{__} 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 75kW以上 130kW未満のもの)

表(略)

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2～3 (略)

4-50-29 従前規定の適用²⁵

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²⁵の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²⁵ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力130kW以上560kW未満のもの)
表(略)

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2～3 (略)

4-50-30 従前規定の適用²⁶

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の適用表²⁶の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²⁶ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車
表(略)

4-50-31 従前規定の適用²⁷

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²⁷の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲

表(略)

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2～3 (略)

4-50-24 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²⁴の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²⁴ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力130kW以上560kW未満のもの)
表(略)

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2～3 (略)

4-50-25 従前規定の適用²¹

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の適用表²¹の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²¹ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車
表(略)

4-50-26 従前規定の適用²²

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²²の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲

げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表²⁷ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車
表(略)

- 注1 モード規制値欄及びアイドリング規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-51-4 適用関係の整理

(1)~(5) (略)

(6) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量3.5t以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、4-51-10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第114項関係)

4-51-10 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量3.5t以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第114項関係)

4-51-10-1 性能要件

4-51-10-1-1 視認等による審査

4-51-1-1に同じ。

4-51-10-1-2 書面等による審査

(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表²² ガソリンを燃料とする小型二輪自動車
表(略)

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する

4-51-4 適用関係の整理

(1)~(5) (略)

ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの
(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること
(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること

イ 取付けが確実であり、損傷がないもの
当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの

イ 公的試験機関が証明する書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 50 の基準に適合していることが明らかであるもの

当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、平成18年国土交通省告示第1269号による改正前の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

ア 電源投入時に警報を発しないもの

イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの

ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは、(1) に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

後処理装置を用いないもの

酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

触媒方式による連続再生式D P Fであって次のいずれかに該当するものを用いるもの

ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御(以下「強制再生制御」という。)を行う構造であり、強制再生制御機能に支障が生じた場合に、(1) に規定する警報装置が作動するもの

イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの

尿素選択還元型触媒システムを備えたもの

[排出ガス非認証車等のOBD適用猶予]

(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1)の規定を準用する。

(4) 4-50-1-2(2)及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。

4-53 燃料蒸発ガス発散防止装置

4-53-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

[排出ガス非認証車等の適用猶予]

(2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。(適用関係告示第28条第83項関係)

4-53-4 適用関係の整理

(1)~(2) (略)

(3) 次に掲げる自動車については、4-53-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第116項関係)

平成23年3月31日(輸入された自動車にあっては、平成25年2月28日)以前に製作されたもの

平成23年3月31日(輸入された自動車にあっては、平成25年2月28日)以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

国土交通大臣が指定する自動車であって、平成23年4月1日(輸入された自動車にあっては、平成25年3月1日)以降に製作されたもの

4-53 燃料蒸発ガス発散防止装置

4-53-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

[並行・試作等々の適用外]

(2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。(適用関係告示第28条第83項関係)

4 - 53 - 7 従前規定の適用

ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 116 項関係)

- (1) 平成 23 年 3 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 25 年 2 月 28 日)以前に製作されたもの
- (2) 平成 23 年 3 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 25 年 2 月 28 日)以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
- (3) 国土交通大臣が指定する自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日(輸入された自動車にあっては、平成 25 年 3 月 1 日)以降に製作されたもの

4 - 53 - 7 - 1 性能要件(書面等による審査)

- (1) 燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年国土交通省告示第 1269 号による改正前の細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値(炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が 2.0g を超えないものであればよい。

[排出ガス非認証車等のエバゴ適用猶予]

- (2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。

4 - 71 駐車灯

4 - 71 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

～ (略)

駐車灯は、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。この場合において、時間の経過により自動的に消灯する構造であることが明らかな駐車灯は、この基準に適合しないものとする。

- (2) (略)

4 - 75 再帰反射材

4 - 71 駐車灯

4 - 71 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

～ (略)

- (2) (略)

4 - 75 再帰反射材

4 - 75 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 1 項関係）

～（略）

再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）輪郭表示再帰反射材〔完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すよう取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）〕又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）のいずれかとする。

（略）

特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。

(2) （略）

4 - 75 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係）

線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けられていること。

自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直行する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。

自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車〔セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては運転台（バンパその他の付属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあっては連結装置を除く部分をそれぞれいう。4 - 75 - 3 及び 5 - 75 - 3 において同じ。〕の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が 600 mm 以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動

4 - 75 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 1 項関係）

～（略）

再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）のいずれかとする。

（略）

特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。4 - 75 - 2 及び 4 - 75 - 3 において同じ。）は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。

(2) （略）

4 - 75 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。

線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の 80% 以上を識別できるように取り付けられていること。

車の長さの80%以上であること。この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であって、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。

自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取り付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の幅の80%以上であること。この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であって、鉛直方向から見える部分は連続しているものとみなす。

不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、及びの規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下である場合には、連続しているものとみなす。

線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.1m以下(自動車の構造上、再帰反射材を地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1m以上のできるだけ低い位置)に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。

部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの(コーナーマーク)は、一辺の長さが250mm以上のテープの再帰反射材であり、かつ、お互いに直角に取り付けられていること。

特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に限って取り付けられていること。

自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに200mm以上離れるように取り付けられていること。

自動車の後面に備える大型後部反射器は、の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部としてみなすことができる。

自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

不連続の線状再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられていること。

不連続の輪郭表示再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側のみに取り付けられていること。

自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から 25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上 1 mから 3 mまでの範囲並び自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前端にあつては前方向に 15° 傾斜させた平面、自動車の後端にあつては後方向に 15° 傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の 80% 以上の部分を見通すことができるものであること。

(2) (略)

(取付例)

線状再帰反射材



輪郭表示再帰反射材

完全輪郭表示再帰反射材



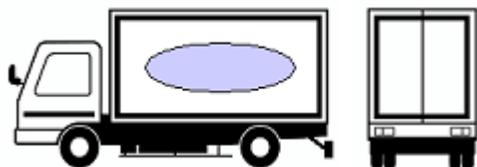
(2) (略)

部分輪郭表示再帰反射材



特徴等表示再帰反射材

(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付けるもの)



(参考図)

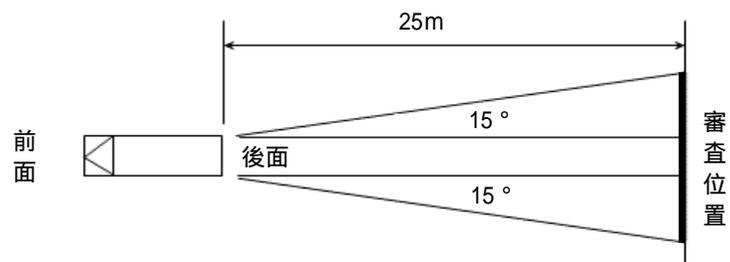


図 1 (4 - 75 - 3 関係)

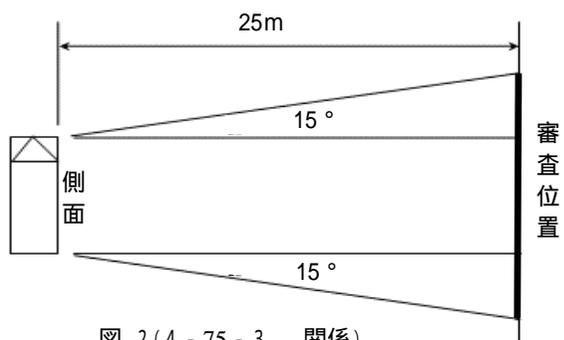


図 2 (4 - 75 - 3 関係)

4 - 75 - 4 適用関係の整理

(1) 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 75 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第41条の2第3項関係)

4 - 75 - 5 従前規定の適用

平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 3 項関係)

4 - 75 - 5 - 1 装備要件

自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係)

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

4 - 75 - 5 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm 以上 60mm 以下であること。

再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。

再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 5 - 2 及び 4 - 75 - 5 - 3 において同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4 - 75 - 5 - 2 及び 4 - 75 - 5 - 3 において同じ。）のいずれかとする。

線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。

特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。4 - 75 - 5 - 2 及び 4 - 75 - 5 - 3 において同じ。）は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。

(2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

4 - 75 - 5 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けられていること。

線状再帰反射材は、自動車の長さ及び幅の 80% 以上（自動車の構造上、再帰反射材をそれらの 80% 以上の長さ及び幅となるよう取り付けることができない場合には、60% 以上）を識別できるように取り付けられていること。

不連続の線状再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの 50% を超えないこと。

線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上 0.25m 以上となるように取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭をできるだけ正確に識別できるように取り付けられていること。

不連続の輪郭表示再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの 50% を超えないこと。

輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側のみに取り付けられていること。

(2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

4-77 補助制動灯

4-77-1 装備要件

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。（保安基準第39条の2第1項）

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車〔荷台の天井及び側面が堅牢な壁により囲まれた自動車（以下「バン型の自動車」という。）に限る。〕であって、車両総重量が3.5t以下のもの

4-77-4 適用関係の整理

(1) （略）

(2) 平成21年12月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であって、車両総重量が3.5t以下のものについては、4-77-6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第43条第3項関係）

4-77-6 従前規定の適用

平成21年12月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であって、車両総重量が3.5t以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第43条第3項関係）

4-77-6-1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であって、車両総重量が3.5t以下の自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。

4-77-6-2 性能要件

4-77-2に同じ。

4-77-6-3 取付要件

4-77-3に同じ。

4-77 補助制動灯

4-77-1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のものの後面には、補助制動灯を備えなければならない。（保安基準第39条の2第1項）

4-77-4 適用関係の整理

(1) （略）

4 - 88 後写鏡

4 - 88 - 2 - 1 視認等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、 から までの規定によらないことができる。(細目告示第146条第4項関係)

~ (略)

その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)の長方形により内包されないもの

(5) (略)

4 - 89 直前直左鏡

4 - 89 - 1 装備要件

次表に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第5項関係、細目告示第146条第7項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあっては右側面)から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面(左ハンドル車にあっては右最外側面)から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

4 - 88 後写鏡

4 - 88 - 2 - 1 視認等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、 から までの規定によらないことができる。(細目告示第146条第4項関係)

~ (略)

その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mm未満の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)の長方形により内包されないもの

(5) (略)

4 - 89 直前直左鏡

4 - 89 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第5項関係、細目告示第146条第7項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

4 - 89 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 4 - 89 - 1 の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係）

運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で4 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ検査時車両状態とする。

イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。

ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。

ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。

エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。

(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取り除いた状態とする。

（略）

(2) ~ (3) （略）

4 - 92 消火器

4 - 92 - 1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係）

~ （略）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省

4 - 89 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 4 - 89 - 1 の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係）

運転者が運転者席において、4 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

（略）

(2) ~ (3) （略）

4 - 92 消火器

4 - 92 - 1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係）

~ （略）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省

令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車(保安基準第47条第1項第6号)
~ (略)

4 - 103 乗車定員

4 - 103 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第81条第1項関係、細目告示第159条第1項関係)

~ (略)

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合以外の場合における乗車定員を算出するときは、補助座席を備える場合にはこれを折りたたんだ状態とし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態とする。ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態とすることができる。

ア~ウ (略)

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合における乗車定員を算出するときは、当該立席を除くものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあつては、補助座席を使用した状態とする。

幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の4-39-2(1)に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数(小人定員)を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

(2) (略)

4 - 103 - 2 欠番

4 - 103 - 3 欠番

4 - 103 - 4 適用関係の整理

平成18年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車については、4-103-5(従前規定の適用)を適用する。(適用関係告示第61条の2第1項関係)

4 - 103 - 5 従前規定の適用

令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車(保安基準第47条第1項第6号)
~ (略)

4 - 103 乗車定員

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第81条第1項関係、細目告示第159条第1項関係)

~ (略)

乗車定員11人以上の立席のあるバス型自動車にあつては、補助座席を有する場合にはこれを折りたたんだ状態として乗車定員を算出するものとし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態として乗車定員を算出するものとする。ただし、次の各号に掲げる自動車であつて座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出することができる。

ア~ウ (略)

幼児専用車の乗車定員は、小人定員を1.5で除した整数値と大人定員の和とする。

(2) (略)

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)

4 - 103 - 5 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2 t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。

乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和とする。この場合において、次に掲げるものは、座席に準ずる装置として取り扱うものとする。

ア 患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台
イ 専ら車いすを設置するために設けられた場所に備えた車いすを固定するための空間と装置

連続した座席の座席定員は、次によるものとする。

ア 幼児専用車以外の自動車にあっては、当該座席の幅を 40cm で除して得た整数値とする。ただし、当該座席の幅から 76cm を引いた値を 40cm で除して得た整数値に 2 を加えた値を用いることができる。

イ 幼児専用車にあっては、当該座席の幅を 27cm で除して得た整数値とする。

立席定員は、立席面積の合計を 0.14m² で除して得た整数値とする。

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に備える補助座席にあっては、これを折りたたんだ状態により乗車定員を算出するものとし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態として乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であって、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として乗車定員を算出することができる。

ア 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車

イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち長距離高速及び定期観光に使用するもの

ウ 特定旅客自動車運送事業用自動車

幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の 4 - 39 - 2 (1) に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数(小人定員)を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

(2) (1)の乗車定員は、12 歳以上の者の数をもつて表わすものとする。この場合において、12 歳以上の者 1 人は、12 歳未満の小児又は幼児 1.5 人に相当するものとする。

4 - 106 指定自動車等

4 - 106 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～キ (略)

ク 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材については、平成 18 年国土交通省告示第 1203 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.の規定に適合するものであればよい。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、同基準 4.22.3.3.中「80%以上」とあるのは「60%以上」と読み替えることができる。

ケ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材であって、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難なものについては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.5.1.2.及び 4.22.5.2.2.中「80%以上」とあるのは「60%以上」と読み替えることができる。

(細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、適用関係告示第 30 条第 5 項、適用関係告示第 31 条第 2 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、適用関係告示第 33 条第 3 項、適用関係告示第 35 条第 6 項、適用関係告示第 36 条第 3 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、適用関係告示第 38 条第 5 項、適用関係告示第 39 条第 5 項、適用関係告示第 40 条第 2 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、適用関係告示第 43 条第 3 項、適用関係告示第 44 条第 5 項、適用関係告示第 44 条第 6 項、適用関係告示第 44 条第 7 項、適用関係告示第 44 条第 8 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項関係)

第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 54「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～キ (略)

(細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、適用関係告示第 30 条第 5 項、適用関係告示第 31 条第 2 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、適用関係告示第 33 条第 3 項、適用関係告示第 35 条第 6 項、適用関係告示第 36 条第 3 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、適用関係告示第 38 条第 5 項、適用関係告示第 39 条第 5 項、適用関係告示第 40 条第 2 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、適用関係告示第 43 条第 3 項、適用関係告示第 44 条第 5 項、適用関係告示第 44 条第 6 項、適用関係告示第 44 条第 7 項、適用関係告示第 44 条第 8 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項関係)

第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等

5 - 32 乗車装置

5 - 32 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3) (略)

(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、5 - 38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの難燃性の材料を使用しなければならない。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 182 条第 2 項関係）

～ (略)

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

(5)～(7) (略)

5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 5 - 36 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 184 条第 2 項関係）

(略)

幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあっては、この限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) (5)の自動車〔乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。〕の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、(5)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 4 項関係）

(7)～(10) (略)

5 - 36 座席ベルト等

5 - 32 乗車装置

5 - 32 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(3) (略)

(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、5 - 38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの難燃性の材料を使用しなければならない。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 182 条第 2 項関係）

～ (略)

(5)～(7) (略)

5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 5 - 36 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 184 条第 2 項関係）

(略)

幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下でなければならない。

(3)～(5) (略)

(6) (5)の自動車〔乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。〕の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、(5)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 4 項関係）

(7)～(10) (略)

5 - 36 座席ベルト等

5 - 36 - 1 装備要件

- (1) (略)
- (2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第 186 条第 1 項関係)
- ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)に定める基準に適合するものであること。
- イ (略)
- (3)~(5) (略)

5 - 36 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1)~(3) (略)
- (4) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第 7 項関係)
- (略)
- 協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7. 及び 8. に限る。)に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

5 - 39 年少者用補助乗車装置等

5 - 39 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタブラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。(保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係)

5 - 39 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係、細目告示第 188 条第 1 項関係)
- 自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。
- 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないものであること。
- 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

5 - 36 - 1 装備要件

- (1) (略)
- (2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第 186 条第 1 項関係)
- ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第 80 号の技術的な要件〔協定規則第 80 号改訂補足第 1 改訂版の技術的な要件(規則 5、6、及び 7. に限る。)]をいう。〕に定める基準に適合するものであること。
- イ (略)
- (3)~(5) (略)

5 - 36 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1)~(3) (略)
- (4) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第 7 項関係)
- (略)
- 協定規則第 16 号の技術的な要件〔協定規則第 16 号第 4 改訂補足第 16 改訂版の技術的な要件(規則 6、7. 及び 8. に限る。)]をいう。〕に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

5 - 39 年少者用補助乗車装置

5 - 39 - 1 性能要件(視認等による審査)

年少者用補助乗車装置（年少者用補助乗車装置取付具により自動車に固定できる構造のものに限る。）を容易に取り付けることができる構造であること。

(2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置取付具であって損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第188条第1項関係）

指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具

(3) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第188条第2項関係）

年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないものであること。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。この場合において、年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が5-36-2(3)の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。

ア～イ（略）

（略）

(4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第188条第3項関係）

～（略）

5-71 駐車灯

5-71-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第22条の5関係、細目告示第188条第1項関係）

年少者用補助乗車装置を備える座席及び座席ベルトを損傷しないものであること。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。この場合において、幼児用年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が5-36-2(3)の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。

ア～イ（略）

（略）

(2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第188条第2項関係）

～（略）

5-39-2 欠番

5-71 駐車灯

5-71-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 208 条第 3 項関係)

～ (略)

駐車灯は、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。この場合において、時間の経過により自動的に消灯する構造であることが明らかな駐車灯は、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

5 - 75 再帰反射材

5 - 75 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 1 項関係)

～ (略)

再帰反射材は、線状再帰反射材(自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)、輪郭表示再帰反射材〔完全輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)又は部分輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)]又は特徴等表示再帰反射材(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)のいずれかとする。

(略)

特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。

(2) (略)

5 - 75 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 208 条第 3 項関係)

～ (略)

(2) (略)

5 - 75 再帰反射材

5 - 75 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 1 項関係)

～ (略)

再帰反射材は、線状再帰反射材(自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)又は輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)のいずれかとする。

(略)

特徴等表示再帰反射材(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。5 - 75 - 2 及び 5 - 75 - 3 において同じ。)は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。

(2) (略)

5 - 75 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

3項関係)

線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けられていること。

自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直行する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。

自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の長さの80%以上であること。この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であって、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。

自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取り付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の幅の80%以上であること。この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であって、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。

不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、及びの規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下である場合には、連続しているものとみなす。

線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.1m以下(自動車の構造上、再帰反射材を地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1m以上のできるだけ低い位置)に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。

部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの(コーナーマーク)は、一辺の長さが250mm以上のテープ状の再帰反射材であり、かつ、互いに直角に取り付けられていること。

特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の

線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。

線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように取り付けられていること。

不連続の線状再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられていること。

輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられていること。

不連続の輪郭表示再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の

輪郭表示再帰反射材の内側に限って取り付けられていること。

自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200 mm 以上離れるように取り付けられていること。

自動車の後面に備える大型後部反射器は、の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。

自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から 25m 後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上 1 m から 3 m までの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ 15° 傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の 80% 以上の部分を見通すことができるものであること。

自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から 25m 後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上 1 m から 3 m までの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前端にあっては前方向に 15° 傾斜させた平面、自動車の後端にあっては後方向に 15° 傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の 80% 以上の部分を見通すことができるものであること。

(2) (略)

(取付例)

線状再帰反射材



輪郭表示再帰反射材の内側のみに取り付けられていること。

(2) (略)

輪郭表示再帰反射材

完全輪郭表示再帰反射材

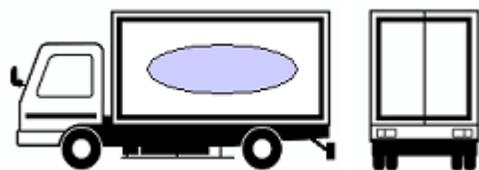


部分輪郭表示再帰反射材



特徴等表示再帰反射材

(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付けるもの)



(参考図)

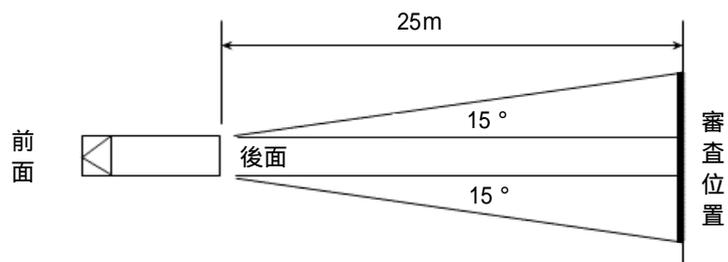


図 1 (5 - 75 - 3 関係)

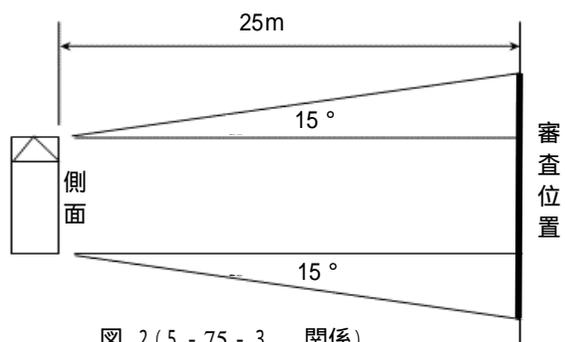


図 2 (5 - 75 - 3 関係)

5 - 77 補助制動灯

5 - 77 - 1 装備要件

次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車(バン型の自動車に限る。)であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの

5 - 88 後写鏡

5 - 88 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 224 条第

5 - 77 補助制動灯

5 - 77 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの後には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項)

5 - 88 後写鏡

5 - 88 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 224 条第

4項関係)

~ (略)

その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)の長方形により内包されないもの

(5) (略)

5 - 89 直前直左鏡

5 - 89 - 1 装備要件

次表に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあつては右側面)から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面(左ハンドル車にあつては右最外側面)から3mの距離にある車両中心線に並行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

5 - 89 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 5 - 89 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第7項関係)

4項関係)

~ (略)

その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mm未滿の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)の長方形により内包されないもの

(5) (略)

5 - 89 直前直左鏡

5 - 89 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車(2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に並行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

5 - 89 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 5 - 89 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第8項関係)

運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で5 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ検査時車両状態とする。

イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。

ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。

エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。

(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取り除いた状態とする。

(略)

(2) ~ (3) (略)

5 - 92 消火器

5 - 92 - 1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係）

~ (略)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車（保安基準第47条

運転者が運転者席において、5 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

(略)

(2) ~ (3) (略)

5 - 92 消火器

5 - 92 - 1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係）

~ (略)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車（保安基準第47条第1項第6号）

第1項第6号)

~ (略)

5 - 103 乗車定員

5 - 103 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車 (側車付二輪自動車を除く。) にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)

~ (略)

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合以外の場合における乗車定員を算出するときは、補助座席を備える場合にはこれを折りたたんだ状態とし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態とする。ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態とすることができる。

ア~ウ (略)

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合における乗車定員を算出するときは、当該立席を除くものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあつては、補助座席を使用した状態とする。

幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の5 - 39 - 2 (1) に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数 (小人定員) を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

(2) (略)

5 - 103 - 2 欠番

5 - 103 - 3 欠番

5 - 103 - 4 適用関係の整理

4 - 103 - 4の規定を適用する。

~ (略)

5 - 103 乗車定員

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車 (側車付二輪自動車を除く。) にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)

~ (略)

乗車定員11人以上の立席のあるバス型自動車にあつては、補助座席を有する場合にはこれを折りたたんだ状態として乗車定員を算出するものとし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態として乗車定員を算出するものとする。ただし、次の各号に掲げる自動車であつて座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出することができる。

ア~ウ (略)

幼児専用車の乗車定員は、小人定員を1.5で除した整数値と大人定員の和とする。

(2) (略)

別表4 (4-56、5-56関係)

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両重量・ 車両総重量の区分	排出ガス測定 モード	排出物	NOx法				NOx・PM法				
			ディーゼル車 31条の2の 告示の基準		ガソリン車・LPG車 31条の2の 告示の基準		ディーゼル車 31条の2の 告示の基準		ガソリン車・LPG車 31条の2の 告示の基準		
			平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	
乗用車 車両重量 1266kg	10・10・15	NOx	-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-	
	6		-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-	
	13		-	-	-	-	3.1g/kWh	2.6g/kWh	-	-	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.13g/kWh	0.04g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
乗用車 車両重量 1266kg	10・10・15	NOx	-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-	
	6		-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-	
	13		-	-	-	-	3.1g/kWh	2.6g/kWh	-	-	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.13g/kWh	0.04g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
~1700kg	10・10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	
	6		100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	
	13		3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.13g/kWh	0.04g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
1701kg~ 2500kg	10・10・15	NOx	0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km	
	6		210ppm	150ppm	360ppm	250ppm	130ppm	100ppm	250ppm	200ppm	
	13		4.6g/kWh	3.4g/kWh	4.6g/kWh	3.4g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.15g/kWh	0.05g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
2501kg~ 3500kg	10・10・15	NOx	2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km	
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm	
	13		6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.15g/kWh	0.05g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
3501kg~ 5000kg	10・10・15	NOx	2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km	
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm	
	13		6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-
	13			-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
5001kg~	10・10・15	NOx	-	-	-	-	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km	
	6		520ppm	400ppm	900ppm	690ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm	
	13		7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-
	13			-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-

車両総重量の値が複数ある自動車にあっては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとする。

別表4 (4-56、5-56関係)

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両重量・ 車両総重量の区分	排出ガス測定 モード	排出物	NOx法				NOx・PM法				
			ディーゼル車 31条の2の 告示の基準		ガソリン車・LPG車 31条の2の 告示の基準		ディーゼル車 31条の2の 告示の基準		ガソリン車・LPG車 31条の2の 告示の基準		
			平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	平均排出ガス基準	
乗用車 車両重量 1266kg	10・10・15	NOx	-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-	
	6		-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-	
	13		-	-	-	-	3.1g/kWh	2.6g/kWh	-	-	
	10・10・15		PM	-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6			-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	13			-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
~1700kg	10・10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	
	6		100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	
	13		3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.13g/kWh	0.04g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
1701kg~ 2500kg	10・10・15	NOx	0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km	
	6		210ppm	150ppm	360ppm	250ppm	130ppm	100ppm	250ppm	200ppm	
	13		4.6g/kWh	3.4g/kWh	4.6g/kWh	3.4g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.15g/kWh	0.05g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
2501kg~ 3500kg	10・10・15	NOx	2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km	
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm	
	13		6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.15g/kWh	0.05g/kWh	-	-
	13			-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
3501kg~ 5000kg	10・10・15	NOx	2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km	
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm	
	13		6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-
	13			-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
5001kg~	10・10・15	NOx	-	-	-	-	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km	
	6		520ppm	400ppm	900ppm	690ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm	
	13		7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	
	10・15		PM	-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
	6			-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-
	13			-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-

車両総重量の値が複数ある自動車にあっては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとする。

なお、けん引自動車にあって第5輪荷重を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和、けん引自動車にあって第5輪荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重、積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。

附 則（平成18年12月20日検査法人規程第8号）

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

ただし、3-3-9(5)、4-103(1)及び5-103(1)の規定は、平成19年1月1日から施行する。

なお、けん引自動車にあって第5輪荷重を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和、けん引自動車にあって第5輪荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重、積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。